休眠預金等に係る資金の活用に関する事務を担当する部局職員の 行動に関するガイドライン

令和6年4月1日 内閣府政策統括官(共生・共助担当)決定

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)(以下「休眠預金等活用法」という。)及び休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針(平成30年3月30日内閣総理大臣決定)(以下「基本方針」という。)が令和5年に改正され、今後も休眠預金等の活用が拡大していく見込みである状況にかんがみ、部局職員(政策統括官(共生・共助担当)に属する職員のうち、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する事務を担当する者をいう。以下同じ。)は、より厳しく身を律する必要があることから、国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)(以下「倫理法」という。)及び国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)(以下「倫理規程」という。)等の関係法令に定めるもののほか、必要な事項を本ガイドラインに定める。

- I 関係団体役員等との間における禁止行為 (関係団体役員等の定義)
- 1 関係団体役員等とは、休眠預金等活用法に規定する指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体、実行団体又は基本方針に規定する支援対象団体(以下「指定活用団体等」という。)若しくは指定活用団体等となり得る団体等の役員、これに準ずるもの及び従業員をいう。

(禁止行為)

- 2 部局職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 指定活用団体等又は指定活用団体等となり得る団体等の役員若しくはこれに準ずるものの地位に就くこと。ただし、当該役員又はこれに準ずるものの地位に就くことにつきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
 - 二 関係団体役員等から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花 その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。
 - 三 関係団体役員等から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けは、無利子の もの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
 - 四 関係団体役員等から又は関係団体役員等の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - 五 関係団体役員等から又は関係団体役員等の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - 六 関係団体役員等から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第

- 2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。
- 七 関係団体役員等から供応接待を受けること。
- 八 関係団体役員等と共に遊技又はゴルフをすること。
- 九 関係団体役員等と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。
- 十 関係団体役員等をして、第三者に対し二から九に掲げる行為をさせること。
- (2) 前項の適用については、部局職員(2の十に掲げる行為にあっては、2の十の 第三者。以下この項において同じ。)が、関係団体役員等から、物品若しくは不動産 を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受け た場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著 しく低いときは、当該部局職員は、当該関係団体役員等から、当該対価と当該時価 との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の適用除外)

- 3 2にかかわらず、部局職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
 - 一 関係団体役員等から一般に広く配付される宣伝用物品、記念品の提供を受けること。
 - 二 職務として関係団体役員等を訪問した際に、当該関係団体役員等から提供される 事務用物品等を使用し、又は提供される自動車(当該関係団体役員等がその業務等 において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該関係団体役員 等の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用がやむを得ない と認められる場合に限る。)。
 - 三 職務として出席した会議その他の会合において、関係団体役員等から茶菓の提供 を受けること。
 - 四 職務として出席した会議において、関係団体役員等から簡素な飲食物の提供を受けること。
 - 五 多数の者(20人程度以上をいう。以下同じ。)が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、関係団体役員等から記念品又は飲食物の提供を受けること。

(禁止行為の例外)

- 4 部局職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であって、関係団体役員等に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、2にかかわらず、2の二から九に掲げる行為を行うことができる。
 - (2) 部局職員は、前項の公正な職務執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断できない場合においては、政策統括官(共生・共助担当)(以下「政策統括官」という。)に相談し、その指示に従うものとする。

- Ⅱ 関係団体役員等以外の者との間における禁止行為
- 1 部局職員は、関係団体役員等以外の者であっても、供応接待を繰り返し受ける等 社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待又は財産上の利益の供与を受け てはならない。
- 2 部局職員は、いかなる者との間であっても、いわゆる「つけ回し」は行ってはならない。

Ⅲ その他の禁止行為等

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

- 1 部局職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。)の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。
 - 一 補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等をいう。)又は国が直接支出する費用若しくは休眠預金等交付金に係る資金を原資に作成される書籍等
 - 二 作成数の過半数を内閣府(独立行政法人国立公文書館を含む。)において買い入れる書籍等(内閣府及び内閣府が所管する行政執行法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む。)

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

- 2 部局職員は、他の部局職員のIの2、II又はIIIの1に違反する行為によって当該他の部局職員(Iの2の十に違反する行為にあっては、Iの2の十の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。
- (2) 部局職員は、国家公務員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他内閣府において当該部局職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の部局職員の倫理法若しくは倫理法に基づく命令(訓令及び規則を含む。以下同じ。)に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。
- (3)倫理法第2条第3項に規定する指定職以上の職員並びに一般職の職員の給与に関する法律第19条の3第1項の規定による管理職員特別勤務手当を支給される職員であって同法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額を支給される職員及びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監督官が定めるものは、その管理し、又は監督する職員の倫理法又は倫理法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

IV 飲食をする場合の届出

(関係団体役員等と共に飲食をする場合の届出)

- 1 部局職員は、自己の飲食に要する費用について関係団体役員等の負担によらないで関係団体役員等と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、政策統括官が定める事項を、別紙様式1により、政策統括官に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。
 - 一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、関係団体役員等と共に飲食をする とき。
 - 二 私的な関係がある関係団体役員等と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって関係団体役員等に該当しないものが負担するとき。

(倫理監督官への届出等との関係)

- 2 部局職員は、1のうち、利害関係者との間では、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 利害関係者との間で飲食を行おうとする場合において、倫理規程第八条に基づき倫理監督官に届出を行った場合には、本ガイドラインによる届出を行ったものとみなす。
- (2) 自ら行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が倫理規程第3条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合において、倫理規程第10条の規定に基づき倫理監督官に相談を行い、利害関係者に該当しないこととなった場合であっても関係団体役員等に該当する場合は、本ガイドラインの定めるところによる。

V 講演等及び出版物への寄稿に伴う報酬の取扱い

講演、討論、講習・研修における指導・知識の教授、又はラジオ・テレビの番組への出演(国家公務員法第104条の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)及び出版物への寄稿に伴う報酬の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 講演等についての取扱い
- (1) 公務として行うものは、如何なる場合でも報酬を受けてはならない。
- (2) 公務外として行うものについては、
- イ 関係団体役員等に対して講演等を行う場合は、報酬を受けてはならない。
- ロ 関係団体役員等以外の者に対して講演等を行う場合で、
 - a 所管行政に関連する講演等を行う場合は、報酬を受けてはならない。
 - b 所管行政に関連する内容以外の講演等を行う場合は、報酬を受けることができる。
- 2 出版物への寄稿についての取扱い
- (1) 公務として行うものは、如何なる場合でも報酬を受けてはならない。

- (2) 公務外として行うものについては、
- イ 関係団体役員等に対して寄稿を行う場合は、報酬を受けてはならない。
- ロ 関係団体役員等以外の者に対して寄稿を行う場合で、
 - a 個人的に行うものであり、かつ、所管行政以外に関する寄稿内容の場合は、報酬を受けることができる。
 - b a 以外の場合は、報酬を受けてはならない。 なお、公務外のものを勤務時間内に執筆することは認められない。
- 3 部局職員は、公務外として行う場合において、関係団体役員等以外の者に対して 講演等又は寄稿を行う場合で、1(2)口b及び2(2)口aの報酬を受領しよう とする場合は、別紙様式2により政策統括官に申請を行い、政策統括官の承認を得 なければならない。
- 4 部局職員は、1 (2) ロb又は2 (2) ロaの報酬の受領が事業者等からである場合においては、報酬の額が5千円を超える場合には、倫理法の規定による贈与等報告の対象になり、かつ、2万円を超える場合には、閲覧の対象にもなるため、遺漏のないよう留意すること。
- 5 部局職員は、1 (2) ロb又は2 (2) ロaの報酬を受領する場合においては、 税務上の処理を適切に行うとともに、恒常的、継続的に行うことは、国家公務員法 第104条に規定する兼業禁止規定に抵触することに留意すること。

VI 違反に対する措置等

1 政策統括官は、部局職員が本ガイドラインに定める事項を守らなかった場合には、その程度に応じ、必要な措置等を厳正に講ずる。

VII その他

(本ガイドラインの適用)

1 本ガイドラインは、令和6年4月1日から適用する。

令和 年 月 日

届出書

内閣府政策統括官(共生·共助担当) 殿

所属 職名 氏名

以下のとおり、関係団体役員等との飲食について届け出ます。

日時・場所					
関係団体役員等の名 前・所属・役職					
関係団体役員等との 具体的関連					
関係団体役員等以外 の者の有無・人数	有()名	•	無	
費用の額				円	
費用負担者の名前・所 属・役職					
会議等の名称					

- (注1) 関係団体役員等との具体的関連の欄には、職員の所属部局における具体的な権限関係を記入するとともに申請日現在における権限の行使状況を記入すること。
- (注2) その他参考資料があれば添付すること。

承認申請書

内閣府政策統括官(共生・共助担当) 殿

所属 職名 氏名

以下のとおり、公務外としての講演等又は寄稿について承認を受けたいので申請します。

011 12 C 40 7 (21)			- , , , ,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- 1 н1	, 0 0,
日時・場所							
講演等又は寄稿の内							
容							
所管行政との関連の	有()
有無	無						
関係団体役員等又は							
相手方の名称							
職員の所掌事務との			П	1			
具体的関連			F	1			
目的・理由							
報酬の有無	有(円)		•	無		
その他参考事項							
·							

- (注1)職員の所掌事務との具体的関連の欄には、倫理規程第2条第1項第1号から第 10号に規定する具体的な権限を記入するとともに申請日現在における権限 の行使状況を記入すること。
- (注2) 本件に係る依頼状等参考資料があれば添付すること。

		承認の判定
□ 承認する□ 承認しない	指示事項等	
令和 年 月	日	

内閣府政策統括官(共生・共助担当)

氏名